

株 式 取 扱 規 則

シャープ株式会社

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 当会社の株式に関する取扱い、手数料及び株主の権利行使に関する手続については、株式会社証券保管振替機構（以下、「機構」という。）又は株主が振替口座を開設している証券会社、銀行又は信託銀行等の口座管理機関（以下、「証券会社等」という。）が定めるところによるほか、定款に基づきこの規則の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第 2 条 当会社の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 3 号 みずほ信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 3 号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

第 2 章 株主名簿への記録等

(株主名簿への記録)

第 3 条 株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等機構からの通知（社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」という。）第 154 条第 3 項に規定された通知（以下、「個別株主通知」という。）を除く。）により行うものとする。

②前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の変更を行うものとする。

③株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

(株主名簿記載事項等に係る届出)

第 4 条 株主名簿に記録される者（以下、「株主等」という。）は、その氏名又は名称及び住所等を機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

②前項の規定にかかわらず、証券会社等又は機構を通じた届出の対象となっていない事項については、当社の定める書式により株主名簿管理人宛に届け出るものとする。

(法人株主等の代表者)

第 5 条 法人である株主等は、その代表者 1 名を機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(共有株主の代表者)

第 6 条 株式を共有する株主は、その代表者 1 名を定め、共有代表者の氏名又は名称及び住所等を機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(法定代理人)

第 7 条 株主の親権者及び後見人等の法定代理人は、その氏名又は名称及び住所等を機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて届け出るものとする。変更又は解除があった場合も同様とする。

(外国居住株主等の通知を受けるべき場所の届出)

第 8 条 外国に居住する株主等は、日本国内に常任代理人を選任するか、又は日本国内において通知を受けるべき場所を定め、常任代理人の氏名若しくは名称及び住所又は通知を受けるべき場所を、機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて届け出るものとする。変更又は解除があった場合も同様とする。

(機構経由の確認方法)

第9条 当会社に対する株主等からの届出が証券会社等又は機構を通じて提出された場合、株主等本人からの届出とみなす。

第3章 株主確認

(株主確認)

第10条 株主(個別株主通知を行った株主を含む。)が請求その他株主権行使(以下、「請求等」という。)をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの(以下、「証明資料等」という。)を添付し、又は提供するものとする。ただし、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。

②当会社に対する株主又は次項に定める代理人からの請求等が、証券会社等又は機構を通じてなされた場合は、株主又は代理人本人からの請求等とみなし、証明資料等又は次項に定める当該委任状が株主本人により作成されたことを証するものは要しない。ただし、当会社が必要と認める場合には、証明資料等を請求することができる。

③代理人により請求等をする場合は、株主が署名又は記名押印した委任状及び当該委任状が株主本人により作成されたことを証するものを添付するものとする。委任状には、受任者の氏名又は名称及び住所の記載を要するものとする。

④前項に定める代理人は、自己が受任者であることを証するものを添付するものとする。ただし、証券会社等又は機構を通じて請求等がなされた場合には、当会社が必要と認める場合を除き、自己が受任者であることを証するものの添付を要しない。

第4章 株主権行使の手続

(電子提供措置事項の書面交付請求及び異議申述の方法)

第11条 会社法第325条の5第1項の規定により電子提供措置事項を記載した書面の交付を請求するとき及び同条第5項の規定により異議を述べるときは、株主名簿管理人を通じて行うものとする。ただし、証券会社等又は機構を通じて行うものについてはこの限りではない。

②前項の請求又は異議を株主名簿管理人を通じて行う場合、株主名簿管理人の定めるところによるものとする。

(少数株主権等)

第12条 振替法第147条第4項に規定された少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、署名又は記名押印した書面により、個別株主通知の受付票を添付して行うものとする。

(株主提案議案の株主総会参考書類記載)

第13条 株主総会の議案が株主の提出によるものである場合、会社法施行規則第93条第1項により当会社が定める分量は以下のとおりとする。

1. 提案の理由

各議案ごとに400字

2. 提案する議案が役員選任議案の場合における株主総会参考書類に記載すべき事項

各候補者ごとに400字

②前項に定める株主の提出による議案(会社法第305条第6項の規定に基づき議案要領通知請求が認められない議案を除く。)の数が10を超える場合、当会社は、当該株主が議案相互間の優先順位を定めている場合には当該優先順位に従い、同条第5項の規定に基づき株主総会参考書類に記載すべき10の議案を決定するものとする。なお、当該優先順位が定められていない場合、当会社は、当該議案の提出に係る書面上の記載順序によりこれを決定できるものとするが、その記載により順序を判断することが困難であると認められる場合には、法令上許容される範囲でこれを任意に決定することができる。

(単元未満株式の買取請求の方法)

第14条 単元未満株式の買取請求をするときは、機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて行うものとする。

(買取価格の決定)

第 15 条 前条の買取請求の買取単価は、買取請求が株主名簿管理人の事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないとき又はその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

②前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

(買取代金の支払)

第 16 条 当社は、前条により算出された買取価格から第 25 条に定める手数料を控除した金額を買取代金とし、当社が別途定めた場合を除き、機構の定めるところにより買取単価が決定した日の翌日から起算して 4 営業日目に支払うものとする。ただし、買取価格が剰余金の配当または株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買取代金を支払うものとする。

②買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込又はゆうちょ銀行現金払いによる買取代金の支払を請求することができる。

(買取株式の移転)

第 17 条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払又は支払手続を完了した日に当社の振替口座に振替えるものとする。

(単元未満株式の買増請求の方法)

第 18 条 単元未満株式を有する株主が、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求（以下、「買増請求」という。）するときは、機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて行うものとする。

(自己株式の残高を超える買増請求)

第 19 条 同一日になされたもので先後不明な買増請求の合計株式数が、当社の保有する譲渡すべき自己株式数を超えているときは、その日におけるすべての買増請求は、その効力を生じないものとする。

(買増請求の効力発生日)

第 20 条 買増請求の効力は、買増請求が株主名簿管理人の事務取扱場所に到達した日に生じるものとする。

(買増価格の決定)

第 21 条 買増単価は、買増請求の効力発生日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないとき又はその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

②前項による買増単価に買増請求株式数を乗じた額をもって買増価格とする。

(買増株式の移転)

第 22 条 買増請求を受けた株式数に相当する自己株式は、機構の定めるところにより、買増請求をした株主が証券会社等を通じて、買増代金として買増価格に第 25 条に定める手数料を加算した金額が当社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に、買増請求をした株主の振替口座への振替を申請するものとする。

(買増請求の受付停止期間)

第 23 条 当社は、毎年次に掲げる日から起算して 10 営業日前から当該日までの間、買増請求の受付を停止する。

1. 3 月 31 日
2. 9 月 30 日
3. その他機構が定める株主確定日等

②前項にかかわらず、当社が必要と認めるときは、別に買増請求の受付停止期間を設けることができるものとする。

第 5 章 特別口座の特例

(特別口座の特例)

第 24 条 特別口座の開設を受けた株主等の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

第 6 章 手 数 料

(手数料)

第 25 条 本規則に定める各種取扱いに係る手数料は、以下のとおりとする。

1. 第 14 条(買取請求)に基づき単元未満株式を買い取る場合

株式の売買の委託に係る手数料相当額として、以下の算式により 1 単元当たりの金額を算定し、これを買取った単元未満株式の数で按分した額

(算式) 第 15 条に定める買取単価に 1 単元の株式数を乗じた合計金額のうち

100 万円以下の金額につき 1.150%

100 万円を超え 500 万円以下の金額につき 0.900%

500 万円を超え 1,000 万円以下の金額につき 0.700%

(円未満の端数を生じた場合には切り捨てる)

ただし、1 単元当たりの算定金額が 2,500 円に満たない場合には、2,500 円とする。

2. 第 18 条(買増請求)に基づき単元未満株式を売り渡す場合

株式の売買の委託に係る手数料相当額として、以下の算式により 1 単元当たりの金額を算定し、これを売り渡す単元未満株式の数で按分した額

(算式) 第 21 条に定める買増単価に 1 単元の株式数を乗じた合計金額のうち

100 万円以下の金額につき 1.150%

100 万円を超え 500 万円以下の金額につき 0.900%

500 万円を超え 1,000 万円以下の金額につき 0.700%

(円未満の端数を生じた場合には切り捨てる)

ただし、1 単元当たりの算定金額が 2,500 円に満たない場合には、2,500 円とする。

②株主等が証券会社等又は機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。

第 7 章 総株主通知の請求

(当会社による総株主通知の請求)

第 26 条 当会社は、以下に定める場合のほか正当な理由がある場合には、総株主通知を機構に請求することができる。

1. 当会社が、法令、有価証券上場規程、定款その他の規則（以下、「法令等」という。）に基づき株主等に対して通知するために必要があるとき。
2. 当会社が、法令等に基づき、株主等に関する情報を、公表し、又は官公署若しくは金融商品取引所に提供するために必要があるとき。
3. 当会社が、株主に対し、株主優待制度の実施その他振替株式の株主共通の利益のためにする行為をしようとするとき。
4. 上場廃止、免許取消しその他当会社又は株主に損害をもたらすおそれのある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。
5. 取締役会で定める一定時点における株主の株式保有状況を株主名簿に反映させることが適当であると判断したとき。

2022 年 10 月 1 日改正